

2026年3月13日

No. TWN_005

2025年台湾個人情報保護法改正要点

執筆者：台湾弁護士* 張宜安 / 台湾弁護士* 曾宣翰

監修：弁護士 臼井康博

*但し、日本における外国法事務弁護士の登録はありません。

1. はじめに

台湾の個人情報保護法改正案は、去年2025年11月11日に大統領により公布された（施行日は未定）。今回の改正は、近年における台湾の個人情報保護制度の中でも、大きな改正である。当事務所によるニュースレター「台湾における個人情報保護法の紹介」についても参考のためにリンクを掲載する¹。

改正の主な目的は、個人情報保護委員会（中国語では「個人資料保護委員會」という。以下「PDPC」（Personal Data Protection Commission）という。）が個人情報保護法の主管機関として設立されることに対応し、同委員会に必要な監督および執行権限を付与するとともに、公的機関および民間機関に対する監督体制を再編する点にある。具体的には、個人情報の事故に関する本人通知義務および主管機関への報告義務を明確化し、行政検査制度の強化および罰則の見直しを行うほか、PDPC設立後6年間の業務移行期間において、監督権限の移転に関する経過措置を講じることで、実務上の需要に対応することが図られている。

本稿では、改正の要点を紹介するとともに、改正法が公的機関および民間機関に与える影響を分析し、企業が改正個人情報保護法に基づくコンプライアンス体制およびリスク管理戦略の構築について、どのように対応すべきであるのかを提示するものである。

¹ 「台湾における個人情報保護法の紹介」

https://www.aplawjapan.com/application/files/9916/9355/7347/Newsletter_TWN_002.pdf

2. 個人情報保護法の主管機関および権限

改正法は、PDPC（現在は設立準備委員会）が個人情報保護法の主管機関と位置付けられるため、PDPCの権限を明確に付与するものである。PDPCの職権は、個人情報保護政策の策定、関連する法規命令の制定、行政検査の実施、違反案件の処分、ならびに監督および指導等がある。また、PDPCは独立機関としての性格を有し、独立して法に与えられた職権を行使し、他の行政機関の指揮または監督を受けないことから、これに関連する規定も調整されている。

これにより、従来、中央の目的事業主管機関および地方政府が分散して監督を行っていた体制から、PDPCを中心とする統一的な監督体制へと転換されることとなり、主管機関ごとの基準の不統一や執行のばらつきといった問題の解消が期待できる。

さらに、独立機関としてのPDPCの運営により監督の死角や実務上の混乱が生じることを防ぐため、改正法では、中央および地方の各級政府が個人情報保護法の目的達成に向けた具体的措置の推進に協力し、その所管する公的機関および民間機関が職務および業務の遂行において個人情報保護法を遵守することを確保すべき義務が明記された。あわせて、PDPCは「個人情報保護政策推進会議（中国語は「個人資料保護政策推進會議」という。）」を招集する権限を有し、これを省庁横断的な政策調整および実務協議のプラットフォームとして活用することができる。これにより、政策方針、事故報告および対応、行政検査における協力、個人情報データ越境移転制限等の議題について、中央の目的事業主管機関および地方政府との協議を通じ、監督の効率の向上が図られる。

3. 個人情報事故に関する本人通知、報告義務および対応措置義務

旧法においては、個人情報盗取または改ざんされた場合、公的機関または民間機関は、「本法に違反することによる」個人情報侵害された場合に限り、「確認した後」に適切な方法で本人に通知すべきものとされていた。実務上は、通知義務を負うためには、当該事故が個人情報保護法違反に起因することを確認した上で、違反事実を特定する必要があると解釈されることが多かった。しかし、個人情報の盗取や改ざんが必ずしも当該機関の法令違反に直接起因するとは限らず、また、事実確認を待ってから通知を行う場合、本人が適時に必要な対応を講じる機会を逸するおそれがある。これらの点を踏まえ、改正案では関連規定が見直された。

改正法では、個人情報盗取、改ざん、毀損、滅失または漏えいした場合（以下「個人情報事故」という。）、公的機関および民間機関は、当該事故を知った時点で、本人に通知しなければならないと明確に規定されている。この通知義務は、個人情報保護法違反の有無や事故原因の解明を前提としない。

さらに、改正法では、公的機関および民間機関に対し、PDPCへの報告通報義務および適切な対応措置を講ずる義務が新たに課された。個人情報事故が発生した場合、本人への通知に加え、PDPCへの報告を行い、事故の拡大を防止するため、速やかに有効な対応措置を講じなければならない。通知方法、報告手順および対応措置の内容については、PDPCが別途定める関連法令により規定される予定である。

4. 民間機関に対する監督権限の移行および移行期間の経過措置

個人情報保護法は従来より、民間機関が個人情報データを保有する場合、個人情報事故を防止するための措置を講ずることを求めてきた。今回の改正により、これらの監督権限はPDPCに移管され、PDPCは個人情報の安全管理事項および管理体制について統一的かつ具体的な法令を制定する権限を有することとなった。

もともと、PDPC設立後6年間の移行期間においては、引き続き、中央の目的事業主管機関がその所管事業について、個人情報安全管理計画や業務終了後の個人情報の処理方法等を規定する可能性がある。そのため、企業はPDPCが制定する関連法令に基づき社内の個人情報管理体制を整備するとともに、移行期間中は引き続き各目的事業主管機関の監督を受ける可能性がある点に留意する必要がある。

また、主管機関は、民間機関に個人情報保護法違反の疑いがある場合、または法令遵守状況の確認結果を踏まえ、必要があると認める場合には、当該民間機関に対して検査を実施することができる。改正法においては、これらの検査権限は原則としてPDPCに帰属するものとされているが、前述のとおり、6年間の移行期間中は、中央の目的事業主管機関または地方政府が引き続き検査を行う場合がある。

5. 不服申立制度の変更

改正法は、PDPCが独立機関であることを踏まえ、個人情報保護法に基づく行政処分に対する不服申立制度についても調整を行っている。台湾の現行制度では、行政処分に不服がある場合、原則として上級または主管機関に対する訴願を経た後、行政訴訟を提起することができる。

しかし、PDPCは独立して法律職権を行使する機関であることから、行政院または他の上級行政機関が個別案件の判断に介入することを防ぐため、改正個人情報保護法では、PDPCが行った行政処分に不服がある場合、原則として訴願手続を経ることなく、直接行政訴訟を提起すべきものとされた。

もともと、PDPC設立後6年間の移行期間中は、中央の目的事業主管機関または地方政府が引き続き一部の監督権限を行使し、行政処分を行う可能性がある。これらの機関は必ずしも独立機関ではないため、当該機関による行政処分に不服がある場合には、まずPDPCに対して訴願を提起し、その決定に不服がある場合に行政訴訟を提起することとなる。

6. 公的機関に対する監督制度

今回の改正では、民間機関に対する監督権限の調整に加え、公的機関の個人情報保護に関する監督制度についても新たな規定が設けられた。

(一) 公的機関における「個人情報保護責任者」の設置

改正法は、公的機関に個人情報保護責任者（中国語では「個人資料保護長」という。）制度を導入し、公部門における個人情報ガバナンスを強化するための中核的な措置と位置付けている。各公的機関は、機関の長が適切な職員をアサインし、個人情報保護責任者を兼任させるとともに、必要な人員および資源を配置し、当該機関並びにその所管または監督下にある公的機関における個人情報保護業務の統括的な推進並びに監督・評価を行わせなければならない。

(二) 公的機関に対する監督、監査、行政検査および改善命令制度

改正法では、公的機関に対する監督および監査制度も新設された。公的機関は、毎年、上級または監督機関に対し、個人情報保護管理事項の実施状況を報告しなければならない、これが監督および監査の基礎となる。上級または監督機関は、所管または監督下にある機関に対して指導および監査を行う義務を負う。公的機関が個人情報保護法に違反した場合、PDPCは期限を定めて改善を命ずることができ、期限内に改善がなされない場合には、当該機関の名称および違反内容を公表し、さらに公務員関係法令に基づく懲戒処分が行われる可能性がある。

7. おわりに

以上のとおり、今回の改正により、台湾の個人情報保護制度は、PDPCを中核とする新たな監督体制へと移行することが明確となった。加えて、公的機関および民間機関に対し、個人情報の保護・管理、事故対応、監督体制および救済手続に関して、より具体的かつ詳細な要件が課されている。今後、民間企業は、個人情報の取得、処理および利用の各段階において、改正法およびPDPCが定める管理基準を確実に遵守し、法令遵守リスクおよび潜在的な責任の低減を図る必要がある。

留意すべき点として、今回の改正では、PDPC設立後6年間の移行期間における経過措置が設けられている。この措置期間中は、中央の目的事業主管機関や地方政府など、複数の機関が引き続き個人情報保護法に関する監督・管理を行うこととなる。そのため、民間企業は、PDPCによる関連制度の策定動向に留意する必要があるだけでなく、これら各機関が定める規範にも従わなければならない。企業におけるコンプライアンス判断および実務運用の複雑性や不確実性は、一層高まることが予想される。

このため、企業においては、現行の個人情報保護体制および内部プロセスを適時見直し、個人情報保護法および関連法令の最新動向を継続的に把握するとともに、新制度の法解釈や実務上の疑義が生じた場合には、専門家の助言を適切に活用し、法令遵守の徹底および制度移行期におけるリスク管理を図ることが望まれる。

アジアプラクティスチームの最新情報 *2026/3/13時点

ホーチミンオフィスにて掲載中

[Legal Update] 「ベトナムにおけるビジネス環境の進化 ～外国投資貿易活動に関する政令草案からの示唆～」 (2026年1月)

ニュースレター

インド : 「インドの外国直接投資 (FDI) 政策をめぐる最新動向」 (2026年3月10日)

ベトナム : 「ベトナムにおけるフィンテック業界の法規制の現状と展望 ～国際金融センター (IFC) 設立を踏まえて～」 (2026年2月12日)

執筆者

台湾弁護士* / ニューヨーク州弁護士* 張宜安

(アソシエイト、台北弁護士会・ニューヨーク州弁護士会) Email: yian.chang@aplav.jp

台湾弁護士* 曾宣翰 (A&S福岡法律事務所** アソシエイト、高雄弁護士会)

Email: oliver.tseng@aplav.jp

監修

弁護士 臼井康博 (A&S福岡法律事務所** パートナー、福岡県弁護士会)

Email: yasuhiro.usui@aplav.jp

*但し、日本における外国法事務弁護士の登録はありません。

**A&S福岡法律事務所弁護士法人 (主たる法律事務所の名称: A&S福岡法律事務所) は、渥美坂井法律事務所弁護士法人と提携関係にありますが別法人であり、渥美坂井法律事務所弁護士法人の従たる事務所ではありません。

お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 台湾プラクティスチーム

Email: ipg.taiwan@aplav.jp

当事務所のニュースレターをご希望の方はニュースレター配信申込フォームよりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーはこちらよりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。

<p>東京オフィス Tokyo Head Office</p> <p>〒100-0011 東京都千代田区 内幸町 2-2-2 富国生命ビル（総合受付：16F）</p> 	<p>大阪提携オフィス Osaka Affiliate Office</p> <p>（A&S 大阪法律事務所） 〒530-0005 大阪府大阪市北区 中之島 2-3-18 中之島フェスティバルタワー16階</p> 	<p>福岡提携オフィス Fukuoka Affiliate Office</p> <p>（A&S 福岡法律事務所） 〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 2丁目 12-1 天神ビル 10階</p> 
<p>ニューヨーク提携オフィス New York Affiliate Office</p> <p>1120 Avenue of the Americas, 4th Floor New York, New York 10036</p> 	<p>ロンドンオフィス London Office</p> <p>85 Gresham Street, London EC2V 7NQ, United Kingdom</p> 	<p>フランクフルト提携オフィス Frankfurt Affiliate Office</p> <p>Barckhausstraße 1 (8th Floor), 60325 Frankfurt am Main, Germany</p> 
<p>ブリュッセルオフィス Brussels Office</p> <p>CBR Building, Chaussée de la Hulpe 185, 1170, Brussels, Belgium</p> 	<p>ホーチミンオフィス Ho Chi Minh Office</p> <p>10F, The NEXUS building, 3A-3B Ton Duc Thang Street, Sai Gon Ward, Ho Chi Minh City, Vietnam</p> 	